

令和元年 第1回臨時会

## 館林衛生施設組合議会会議録

令和元年8月20日開会

令和元年8月20日閉会

館林衛生施設組合

## 令和元年館林衛生施設組合議会第1回臨時会会議録目次

議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員 .....	3
説明のために出席した者 .....	3
事務局職員出席者 .....	3
開会及び開議 .....	4
議席の指定 .....	4
会期の決定 .....	4
会議録署名議員の指名 .....	4
副議長の選挙 .....	4
議案第6号 .....	6
議案第7号 .....	6
議案第8号 .....	6
議案第9号 .....	9
議案第10号 .....	9
管理者の挨拶 .....	12
閉会 .....	13
署名議員 .....	14

令和元年館林衛生施設組合議会第1回臨時会会議録

令和元年8月20日(火曜日)  
公立館林厚生病院 3階 講堂

議 事 日 程

令和元年8月20日午後1時30分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 副議長の選挙
- 第5 議案第6号 監査委員の選任について
- 第6 議案第7号 館林衛生施設組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
議案第8号 館林衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第9号 令和元年度館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合について  
議案第10号 令和元年度館林衛生施設組合一般会計予算

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（9名）

1 番	井野口 勝 則 君	2 番	森 田 武 雄 君
4 番	小 林 信 君	5 番	亀 井 伝 吉 君
6 番	森 田 義 昭 君	7 番	藤 野 一 也 君
8 番	奥 澤 貞 雄 君	9 番	森 雅 哉 君
10 番	橋 本 和 之 君		

欠席議員（1名）

3 番 向 井 誠 君

---

説明のために出席した者

管 理 者(館林市長)	須 藤 和 臣 君
副管理者(板倉町長)	栗 原 実 君
副管理者(明和町長)	富 塚 基 輔 君
副管理者(千代田町長)	高 橋 純 一 君
副管理者(館林市副市長)	小 山 定 男 君
会計管理者	黒 澤 文 隆 君
事務局長	打 木 雅 人 君
施設課主幹兼環境施設係長	奥 山 浩 康 君
施設課衛生施設係長	野 村 浩 一 君
総務課総務係長	青 木 裕 二 君

---

事務局職員出席者

書 記	江 原 俊 介	書 記	多 田 知 子
書 記	武 井 沙 織	書 記	瀧 口 陽 介

## 第 1 開会及び開議

(令和元年8月20日午後1時30分開会)

○議長(井野口勝則君) ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、告示第2号をもって招集されました令和元年館林衛生施設組合議会第1回臨時会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに会議を開きます。

## 第 2 諸般の報告

○議長(井野口勝則君) まず、諸般の報告をいたします。

事務書記をして報告いたさせます。

○書記(瀧口陽介君) ご報告申し上げます。

板倉町議会及び明和町議会から選出されていた議員の任期満了に伴い、去る、5月14日、板倉町議会において、8月9日、明和町議会において、本組合議会議員の選挙が行われました。

新たに、亀井伝吉議員、森田義昭議員、藤野一也議員、奥澤貞雄議員が本組合議会議員となりました。

以上で、報告を終わります。

## 第 3 議席の指定

○議長(井野口勝則君) 次に、日程第1、議席の指定を行います。

5番、亀井伝吉君、6番、森田義昭君、7番、藤野一也君、8番、奥澤貞雄君。

以上のとおり、指定いたします。

## 第 4 会期の決定

○議長(井野口勝則君) 次に、日程第2、会期の決定をいたします。

本臨時会の会議を本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) ご異議ないようですから、さよう決定いたしました。

## 第 5 会議録署名議員の指名

○議長(井野口勝則君) 次に、日程第3、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員に、4番、小林信君、5番、亀井伝吉君を指名いたします。

## 第 6 副議長の選挙

○議長(井野口勝則君) 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) ご異議ないようですから、さよう決定いたしました。

指名の方法について、お諮りいたします。

指名の方法は、各市町1名の選考委員によって選考をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) ご異議ないようですから、さよう決定いたしました。

それでは、各市町ごとに選考委員の選出をお願いいたします。

選考委員は、会議室2で選考会議を開いていただきます。

その間は、暫時休憩といたします。

(午後1時33分休憩)

---

(午後1時42分再開)

○議長(井野口勝則君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員代表の小林信君から選考の結果を報告願います。

○選考委員(小林信君) それでは選考の結果をご報告いたしたいと思います。

ただいま、別室において開きました選考会議の結果をご報告いたします。

各市町の代表の方々と慎重に審議した結果、明和町の奥澤貞雄議員を副議長に、満場一致で推選することに決まりましたのでご報告いたします。

○議長(井野口勝則君) ただいま報告がありましたとおり、明和町の奥澤貞雄君を副議長の当選人として決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) ご異議ないようですから、副議長に奥澤貞雄君が当選されました。

副議長に当選されました奥澤貞雄君が議場におられますので、本席から副議長の当選の告知をいたします。

副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長(奥澤貞雄君) ただいま選考委員会のほうでご承認をいただきました、奥澤と申します。

副議長という立場で大変重い重責ですがけれども、議長さんをサポートしまして、頑張っていきたいと思いますので、皆さんどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(拍手)

## 第 7 議案第6号

○議長(井野口勝則君) 次に、日程第5、議案第6号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、橋本和之君の退席を求めます。

(橋本和之君、退席)

○議長(井野口勝則君) 提案理由の説明を願います。

管理者、須藤和臣君。

○管理者(須藤和臣君) 議案第6号 監査委員の選任について申し上げます。

本案は、議員選任の監査委員の早川元久君が本年8月8日をもって任期満了となりましたので、その後任に橋本和之君を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(井野口勝則君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第6号を同意することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(井野口勝則君) 挙手全員。

よって、議案第6号は同意することに決しました。

橋本和之君の入場を求めます。

(橋本和之君、入場)

## 第 8 議案第7号・議案第8号

○議長(井野口勝則君) 次に、日程第6、議案第7号 館林衛生施設組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、

議案第8号 館林衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、

以上、2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、須藤和臣君。

○管理者(須藤和臣君) 議案第7号 館林衛生施設組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、消費税率の引上げに伴い、一般廃棄物処分手数料等の額を改定するものでございます。

次に、議案第8号 館林衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、議案第7号と同様に、消費税率の引上げに伴い、し尿収集手数料の額を改正するとともに、関係規定の一部を見直すものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(井野口勝則君) 説明が終わりましたので、2議案について、一括して質疑を行います。

4番、小林信君。

○4番(小林信君) それではお尋ねしますが、今回の条例改正については、10月に消費税率の増税が見込まれていることに基づいての条例改正だと思いますが、この消費税増税に当たって、当衛生施設組合については、どのような影響が出るのかお尋ねします。

○議長(井野口勝則君) 事務局長、打木雅人君。

○事務局長(打木雅人君) 消費税率の引上げに伴う影響についてお答えいたします。

消費税につきましては、消費一般に対して、広く公平に負担を求める税金であり、原則として全ての商品の販売、役務やサービスの提供が対象となっております。

衛生施設組合につきましては、地方公共団体の一般会計という位置付けでございますので、特例措置が設けられておりまして、消費税についての納税の義務は生じないこととなりますが、衛生施設組合の様々な業務、し尿処理、し尿収集ですとかごみの処理に当たりまして、このサービスに対して消費税が発生することになりますので、組合としては消費税は納税しませんが、何らかの形でこの消費税分を国に納める形となります。

これにつきまして、サービスの提供を受ける住民の皆様から消費税を納めていただいたものを事業者を通じて間接税という形で、国に納めるような形となります。

以上でございます。

○議長(井野口勝則君) 4番、小林信君。

○4番(小林信君) ただいまの答弁でもおわかりのように、消費税率が上がることによって、ごみ収集あるいはし尿収集等にかかる経費、手数料について、増税分を上乗せした形での料金体系に変わっていくわけですが、それに代わる公共団体としては納税の義務がないこととありますので、消費税率が上がった場合に、この負担については、例えばごみについて直接搬入する住民の方の負担になるわけでありまして、そうした公共団体が納入義務を負わない消費税を、なぜここで引き上げなければならないのか、その辺についてお答え

いただきたいと思います。

○議長(井野口勝則君) 事務局長、打木雅人君。

○事務局長(打木雅人君) お答えします。

消費税につきましては、先程も申し上げましたが、役務やサービスの提供につきましても納税の義務となっております。確かに、衛生施設組合としては直接納付はいたしません、事業を請け負っている委託業者ですとか工事業者の請負費については、消費税を上乗せした形での契約を結び直すこととなります。そして、その分を請負業者が国に納めるような形、いわゆる間接税の形になりますので、衛生施設組合は確かに納税の義務はございませんが、消費者の皆様にご負担していただくべき税を、私どもを経由して、事業者を経由して国に納めるという形になりますので、消費税の負担について手数料を改定させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長(井野口勝則君) 4番、小林信君。

○4番(小林信君) いろいろ行政や何かを通じて、国に納めるようになるというような答弁があったわけですが、基本的にはこの条例改正に伴って消費税が上がるわけですね。その上がった分がどこにも納税する義務がないということになると、消費税そのものが衛生施設組合に増税した分が入ってきてしまって、それをどこにも支出するという項目がないわけですね。間接的には納めると言っていますけれども、直接的には消費税をいただいたのに、それを支払うということが予算等の中に生まれてこないということは、消費税の持った意味というのがどこかに薄れてしまうんじゃないかと思いますが、その辺の考え方についてお答えいただきたいと思います。

○議長(井野口勝則君) 事務局長、打木雅人君。

○事務局長(打木雅人君) 衛生施設組合におきましては、物品の購入あるいは処理施設の運転管理、また様々な委託、工事等につきまして、業者と契約を結んでおります。今回の消費税率の引上げに伴いまして、これらの契約の消費税分を見直した増額の契約となりまして、納めていただいた消費税分は、この契約に基づいて請負業者のほうにお支払いをする形になります。

以上でございます。

○議長(井野口勝則君) ほかに。

質疑を打ち切ります。

討論、採決は各議案ごとに行います。

まず、議案第7号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 討論を行います。

本案は、組合同規約第7条の2の規定により、特別議決として採決いたします。

議案第7号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手多数 )

○議長(井野口勝則君) 挙手多数。

よって、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第8号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第8号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手多数 )

○議長(井野口勝則君) 挙手多数。

よって、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

## 第 9 議案第9号・議案第10号

○議長(井野口勝則君) 次に、日程第7、議案第9号 令和元年度館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合について、

議案第10号 令和元年度館林衛生施設組合一般会計予算、

以上、2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、須藤和臣君。

○管理者(須藤和臣君) 議案第9号 令和元年度館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合について説明いたします。

本案は、令和元年度一般会計に係る関係市町負担金の分賦の割合について議決を求めようとするものでございます。

各負担割合の算定基礎について申し上げます。

まず、議会費に係る負担金の負担割合につきましては議員数の割合により算出し、総務費及び予備費に係る負担金の負担割合につきましては、均等割を10%とし、残り90%を1市3町の人口の割合により算出しております。

次に、衛生費のごみ処理費及びし尿処理費に係る負担金の負担割合につきましては、ごみ及びし尿、浄化槽汚泥の年間搬入量の割合をもって算出しております。

次に、公債費に係る負担金の負担割合について、申し上げます。

まず、ごみ処理事業に係る公債費の負担割合につきましては、その算定方法を巡り関係市町間で協議が整わず、未だに合意が得られていない状況が続いております。こうした中、本年9月上旬には償還の支払期日を迎えるものがあることから、本年度予算においては、当該公債費の財源として財政調整基金を全額充当することとし、一時的な措置ではあ

りますが、現時点では関係市町にその負担を求めないことにいたしました。

次に、し尿処理事業に係る公債費の負担割合につきましては、し尿処理費の負担割合と同じ割合としております。

なお、各負担金の負担割合につきましては、平成30年10月1日を基準日として、それぞれの負担割合を算出したところでございます。

次に、議案第10号 令和元年度館林衛生施設組合一般会計予算について申し上げます。

令和元年度一般会計予算の総額は、11億3,833万円となり、前年度と比較して3.7%の減額計上となっております。

まず、歳出予算の主な内容について申し上げます。

衛生費のごみ処理費につきましては、3施設を安定的かつ効率的に運営するため、平成31年4月からは、クリーンセンター及びリサイクルセンターの2施設を、令和2年4月からは最終処分場を含めた3施設の運営を15年間にわたり一括して民間事業者へ委託してまいります。そのほか、組合管内から発生する一般廃棄物を滞ることなく適正に処分するため、必要となる委託費等を予算計上したところでございます。

次に、し尿処理費について申し上げます。

館林環境センターは、稼働後29年目を迎え、主要な機械設備にも老朽化が進行しております。このため、本年度におきましても、引き続き安定した機能を維持するため、機械設備の点検整備を適正に行い、設備の延命化を図りながら、施設の安定稼働に努めてまいります。

次に、歳入予算の主な内容について申し上げます。

まず、分担金及び負担金につきましては、ごみ処理事業に係る公債費の財源を繰入金で予算措置したことにより、前年度比15.0%の減額計上となったのをはじめ、使用料及び手数料につきましても減額計上となっております。

諸収入につきましては、資源物売払収入を見込んだほか、組合運営に必要な財源を確保するため財政調整基金を積極的に活用し、繰入金として予算計上したところでございます。

以上、令和元年度一般会計歳入歳出予算の概要について申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（井野口勝則君） 説明が終わりましたので、2議案について、一括して質疑を行います。

4番、小林信君。

○4番（小林信君） それでは議案第10号の一般会計予算についてお尋ねいたしたいと思いますが、まず、一般会計予算の令和元年度がこの時期になって提案されなければならな

ったというのは、どういうところにその問題があったのかお尋ねします。

次に、予算書の22ページで公債費の関係であります、前年度に比べて6,800万円ほど公債費が増えているわけですが、今後の公債費についてどのような推移をたどっていくのかお尋ねいたします。

○議長(井野口勝則君) 事務局長、打木雅人君。

○事務局長(打木雅人君) お答えいたします。

1点目の予算がこの時期の提案となった理由でございますが、ごみ処理施設建設事業に係る公債費の令和元年度以降の負担割合につきまして、現在協議が整っていない状況でございます、この関係で公債費の当該業務に係る公債費の部分の割合の決定並びにそれに基づくところの予算額の算出ができなかったことから、暫定予算を組ませていただいたところでございます。現在におきましても、その負担割合を協議中でございますので、ご説明しましたとおり、本年度分の額については財政調整基金で対応することとし、現段階において本予算を提案させていただいた次第でございます。

それから2点目の公債費の今後の見込みでございますが、令和元年度におきましては、公債費としまして、し尿処理分も含めまして、1億円程度の公債費の予算を計上しておりますが、このうちごみ処理費に係るものが9,900万円程となっております。この公債費につきましては、今後、令和元年度から令和14年度まで返済が続きまして、今後返済が必要な合計額は、元金利子合わせまして、55億8,700万円程となります。なお、今後、元金の償還が本格的に始まりまして、令和2年度から令和12年度にかけましては、4億を超える額の償還を行っていくこととなります。

以上でございます。

○議長(井野口勝則君) 4番、小林信君。

○4番(小林信君) 細かい内容については、今公債費についてどうするかという話が出ている最中ですので、これ以上は深くはお尋ねいたしません、令和元年度については、財政調整基金をもって補填をして返済に充てるという提案ですが、例えばこの財政調整基金というのは、現状どうなっているのか。そして来年度以降については、どういう状況になると考えているのかお尋ねします。

○議長(井野口勝則君) 事務局長、打木雅人君。

○事務局長(打木雅人君) 財政調整基金の状況でございますが、令和元年8月の現在高でこの財政調整基金は、2億1,880万5,000円程の額となっております。令和元年度におきましては、公債費の償還及び通常の繰入金を含めまして、予算書に記載のとおり、1億5,900万円程度取崩す予定でございます、この取崩し後の額につきましては、5,954万2,000円の残額となります。そのような状況でございます。

○議長(井野口勝則君) ほかに。

質疑を打ち切ります。

討論、採決は各議案ごとに行います。

まず、議案第9号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第9号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(井野口勝則君) 挙手全員。

よって、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第10号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第10号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

( 挙手全員 )

○議長(井野口勝則君) 挙手全員。

よって、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

## 第 10 管理者の挨拶

○議長(井野口勝則君) 以上で、本日の議事日程の全部を終了いたしました。

この際、管理者からご挨拶したい旨、申し出がありましたので、これを許します。

管理者、須藤和臣君。

○管理者(須藤和臣君) 本日は、提案させていただきました全議案におきまして、原案のとおり可決いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

さて、ごみ処理事業につきましては、本年4月より導入した長期包括委託を活かした運営に努めるとともに、公債費の負担割合につきましても議会の皆様のご指導とご協力をいただきながら、決着を目指してまいりたいと存じます。

また、老朽化が進むし尿処理施設につきましては、施設の延命化に努めるとともに、今後、施設の更新にも取り組んでいかなければならないと思っております。

今後も本組合の所期の目的が十分に達成できますように、関係市町ともにしっかりと協議し連携を図りながら、組合事業を円滑に進めていきたいと考えておりますので、議員各位に引き続きご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

第 11 閉 会

○議長(井野口勝則君) 以上をもちまして、館林衛生施設組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

(午後2時08分閉会)

令和元年 月 日

議 長 井野口 勝 則

議 員 小 林 信

議 員 亀 井 伝 吉